

昭和二十七年三月十五日提出
質問 第二一 号

配給辞退の米麦の取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年三月十五日

提出者 井上良二

衆議院議長 林 讓 治 殿

配給辞退の米麦の取扱いに関する質問主意書

配給辞退の米麦の取扱いに関し、左の事項について解答願いたい。

- 一 昨年末、農林省宮崎県食糧事務所は、同県消費者に配給せる輸入外米が配給辞退されたものとして、これを同県米穀商業協同組合に業務用として拂い下げたと聞くが、事実か。
 - 二 拂下げの理由とその石数を明示せられたい。
 - 三 昭和二十六年四月宮崎県食糧事務所は小麦一千五百キロ余を拂い下げた事実ありや。
 - 四 宮崎県食糧事務所が、拂い下げた外米が大阪市内の米屋で自由販売されていたことについていかなる処置を採つたか示されたい。
 - 五 現在主要食糧の配給辞退はどんな品目となっているか。その処分方法はどうか。
- 右質問する。